

**OECD多国籍企業行動指針に関する  
ブリヂストンタイヤ・インドネシア社の個別事例に係る日本連絡窓口の初期評価**

2014年10月3日

OECD多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口  
(外務省経済局経済協力開発機構室長  
厚生労働省大臣官房国際課長  
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長)

**1 問題の提起・要請**

ブリヂストンタイヤ・インドネシア社化学・エネルギー・採鉱労働組合の組合員4名は、OECD多国籍企業行動指針（以下、「行動指針」）に係る日本連絡窓口（以下、「日本NCP」）に対し、2004年9月6日付けで、ブリヂストンタイヤ・インドネシア社（以下、「ブ」社）が以下（1）の項目について行動指針に違反しているとして問題を提起し、日本NCPに対し以下（2）の措置を求めた。

（1）提起に係る項目及び行動指針該当箇所

（ア）「ブ」社は、2002年5月、組合員の最低賃金交渉で積極的役割を果たした4名の組合員を突然解雇した。

（イ）「ブ」社は、ILO第87号条約、同第98号条約、労働組合法第28条で認められている団結する権利を侵害している。【行動指針Ⅱ. 2. 違反】

（ウ）組合事務所が会社の敷地内にあるにもかかわらず、「ブ」社が4名の組合員に会社の敷地内に入ることを禁じたために、組合活動を効果的・効率的に行うことができなくなった。「ブ」社は、労働組合によって代表される労働者の権利を尊重していない。【行動指針Ⅳ. 1. a) 違反】

（エ）「ブ」社は、解雇された4名の組合員を労働協約の作成に参加させなかった。「ブ」社は、有効な労働協約の作成を助けるために必要な便宜を提供していない。【行動指針Ⅳ. 2. a) 違反】

（オ）「ブ」社は従業員の代表を無視している。「ブ」社は、従業員の代表に対して使用条件に関する有意義な交渉のために必要な情報を提供していない。【行動指針Ⅳ. 2. b) 違反】

（カ）労働者の権利や福利厚生を守り向上しようとする労使相互の関心事項について、「ブ」社は協議や協力をしようとする努力をしていない。【行動指針Ⅳ. 2. c) 違反】

（キ）「ブ」社は、地方の組合役員と面会していない。「ブ」社は従業員の代表に対して、これらの者が企業又は適当な場合には、企業全体の業績に関する真正かつ公正な見解の獲得を可能ならしめる情報を提供していない。【行動指針Ⅳ. 3. 違反】

(ク)「ブ」社は、ILO第87号条約、同第98号条約、労働組合法第28条で認められている団結する権利を侵害しており、インドネシアの類似の雇用者が遵守している雇用及び労働関係の基準よりも低くない基準を遵守していない。【行動指針Ⅳ. 4. a) 違反】

(ケ)従業員の代表と誠実な交渉を行うにあたり、又は従業員が団結権を行使している間は団結する権利を実行するにあたり威嚇を与えるものであってはならないとされているにもかかわらず、「ブ」社は組合員を解雇したり、会社敷地内に入ることを禁じる等、威嚇している。【行動指針Ⅳ. 7違反】

(コ)従業員の正当な代表者が、交渉中の事項につき権限を有する経営者側の代表と団体交渉又は労使関係の問題について交渉を行い、労使相互の関心事項について協議することを「ブ」社は可能としていない。【行動指針Ⅳ. 8. 違反】

## (2) 日本NCPへの要請内容

「ブ」社に対し、直ちに4名の解雇を撤回させ、職場復帰させるとともに、削減され支払いが停止された4名の賃金を支払わせるようにする。

## 2 初期評価の検討

(1) 上記1の問題の提起を受けて、日本NCPは、インドネシア国内における司法手続の進捗状況も踏まえつつ、在インドネシア日本国大使館を通じた情報収集や関係当事者との意見交換等を行い、それらの情報を元に、行動指針に基づき、「提起された問題が更なる検討に値するかどうかについての初期評価」を行った。

(2) その検討結果は、次のとおり。

(ア)問題の提起に係る関係当事者は、ブリヂストンタイヤ・インドネシア社化学・エネルギー・採鉱労働組合の4名の組合員である。また、問題を提起された企業は、東京に本社がある株式会社ブリヂストンの子会社である。

(イ)上記1の提起事項が、従業員の権利侵害等に関連する実体的で具体的な問題についての提起であるかについては、「ブ」社の労働協約においては、労働組合員は従業員であることが明記されている。

しかし、インドネシア国内における司法手続において、「ブ」社に係る問題提起者4名の解雇に関し、インドネシア最高裁で、それぞれ2008年3月、2009年1月及び同年3月に判決が示され、それぞれ2002年11月30日及び同年12月30日からの解雇が認められ、補償金額が確定した。

(ウ)日本NCPとしては、本件個別事例は司法との並行手続に係っていることから、問題提起書受領の後、「ブ」社から情報収集を行いつつ、インドネシアにおける司法手続の進展を注意深くフォローし、初期評価の内容に関する検討を行ってきた。

NCPの役割は、2000年の行動指針の手続手引きのとおり、討議する場の提供、関係当事者がその問題を効率的にかつ時宜を得た方法により、適用可能な法律に従って処理することの支援であるところ、「ブ」社は日本NCPによる斡旋を必要としないとの立場を取り、インドネシア最高裁判決に従った問題解決を目指している。日本NCPは、インドネシア最高裁判決に沿わない行

動を「ブ」社に求める権能を持たない。

### 3 初期評価の結論

上記2のとおり検討した結果、上記1(2)のとおり日本NCPへ要請があった内容については、インドネシア国内で既に司法手続がとられており、日本NCPとしてこれ以上対応する余地は無いものと認められることから、本件は行動指針の手続手引きI. C. 1上の「更なる検討に値しない」とみなし、本初期評価をもって手続を終了する。

日本NCPとしては、上記1(1)に関し、問題提起者と「ブ」社の間に意見の隔たりがある場合には、それらの事項について建設的な協議を行うよう、可能な限り努力することを期待する。

(了)